

# 多賀城跡第76次調査現地説明会資料

- 東脇殿・後殿・政庁北辺地区の調査

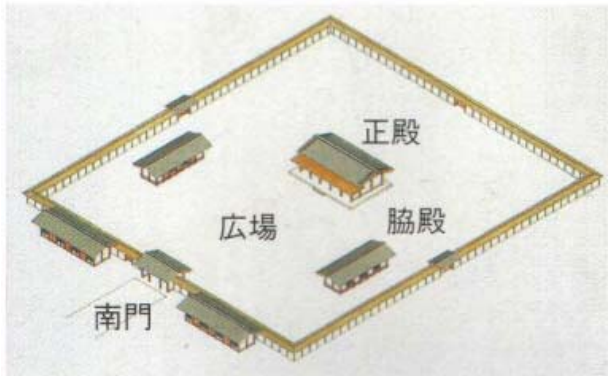


2004年10月23日(土) 午前10時00分より

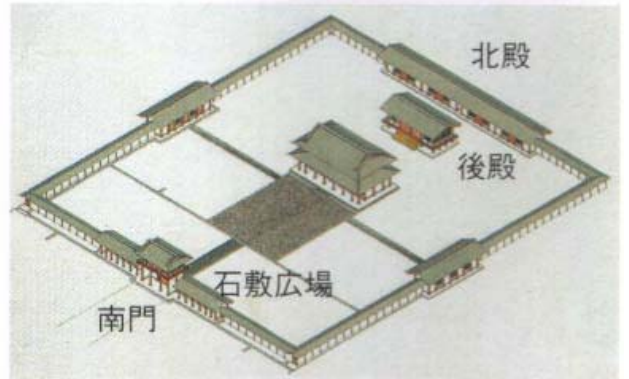
宮城県多賀城跡調査研究所

# 調査要項

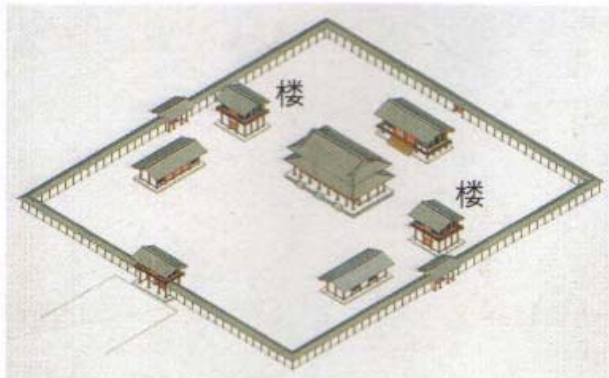
所在地 宮城県多賀城市市川字城前・大畑  
調査主体 宮城県教育委員会  
調査担当 宮城県多賀城跡調査研究所長  
調査協力 多賀城市教育委員会  
調査指導 多賀城跡調査研究指導委員会  
調査員 小井川和夫 阿部恵 古川一明 佐藤和彦 天野順陽 吾妻俊典 関口重樹  
調査期間 平成16年5月7日～平成16年10月29日(予定)  
調査面積 約1250 m<sup>2</sup>



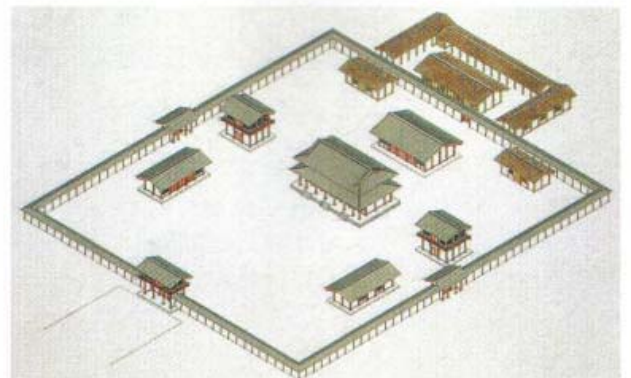
第Ⅰ期政庁



第Ⅱ期政庁



第Ⅲ期政庁



第Ⅳ期政庁

参考図 多賀城の変遷

# 1 . はじめに

## ( 1 ) 多賀城跡について

特別史跡多賀城跡は、古代陸奥国を治めるために中央政府が設置した国府（国の役所）の跡で、奈良時代から平安時代まで続きました。奈良時代には東北地方の軍事を担当した鎮守府も置かれていました。

多賀城跡の中央には政庁跡があり、ここでは重要な政務・儀式などが行われていました。また、そのまわりの丘陵上の城前・大畑・作貫・六月坂・金堀・五万崎などの各地区には、国府としての行政実務を行う官衙施設が配置されていました。さらにその周囲の約 900m 四方には外郭施設（高さ 4 m 前後の築地塀や材木塀）を巡らし、その南・東・西には門がありました。

多賀城跡は、多賀城碑により神亀元年(724)に設置され、天平宝字6年(762)までに修造されたことが知られています。また、古代の文献により、宝亀11年(780)には伊治公皆麻呂らによって攻撃され、その後再建されたこと、貞観11年(869)には陸奥国大地震で大被害を被ったため、復興されたことなどが知られています。

多賀城の変遷は、政庁跡の発掘調査の成果から四期に大別でき、その年代は上記の文献史料との対比などから、次のように考えられます。

第 期	神亀元 (724) 年創建	~ 天平宝字六 (762) 年修造
第 期	天平宝字六 (762) 年修造	~ 宝亀十一 (780) 年伊治公皆麻呂焼討
第 期	宝亀十一 (780) 年皆麻呂焼討	~ 貞観十一 (869) 年陸奥国大地震
第 期	貞観十一 (869) 年陸奥国大地震	~ 10世紀中葉頃

## ( 2 ) 政庁跡について

多賀城跡のほぼ中央にある政庁跡は、四方を築地塀で囲った南北約 110m 東西約 100m の区域です。この地区では第 1 ～ 6、9、16、19 次 ( 1963 ～ 1973 年 ) の調査を実施した結果、正殿を中心として脇殿・後殿・楼などの建物群が整然と配置されていること、建物の配置が、前記した四時期で大きく変化していることがわかりました。

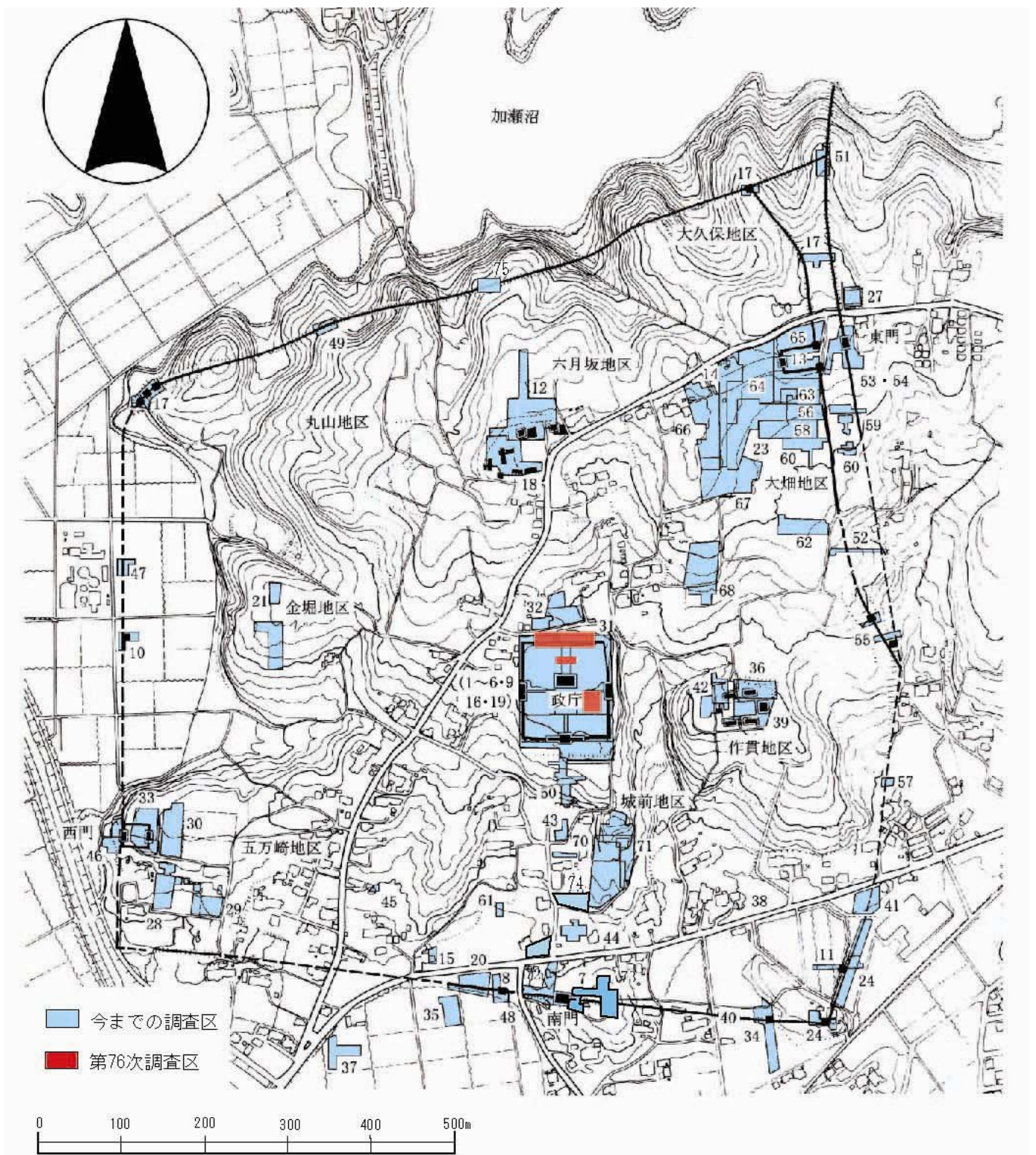
これらの調査成果に基づき、正殿と築地塀の基底部分を復元整備したのが、現在の政庁跡の姿です。整備にあたっては、発掘調査で発見された遺構を盛り土で保護しながら復元工事を行っています。

## 2 . 第 7 6 次調査の目的

当研究所は昭和 44 年度より特別史跡多賀城跡を毎年継続して計画的に発掘調査をおこなっています。現在は、多賀城跡の正面にあたる政庁跡から外郭南門跡にかけての地域を重点的に整備するのに先立って、この地域を発掘調査しています。

このうち、政庁跡については、整備後三十年以上が経過し、復元した築地塀などの崩壊が進んでいるため、政庁跡の再整備を最優先に計画しています。再整備にあたっては主に第 1 期の政庁の姿で整備する予定です。

このため、再整備に必要な情報の収集を目的として今年度の第 76 次調査を実施しています。発掘調査区は 東脇殿跡、 後殿跡、 政庁北辺、 の 3 力所に設置しています。いずれもすでに調査された地区ですが は第 1 期の脇殿の再検討、 は現在復元表示されていない後殿の再検討、 は北辺築地塀にとりつく北殿の再検討などが主な目的です。



第1図 第76次調査区的位置

## 3 . 第 7 6 次 調 査 の 成 果

今回の調査で調査を実施した、東脇殿・後殿・政庁北辺の3カ所の成果は以下の通りです。

### ( 1 ) 東脇殿地区

東脇殿の北側付近を調査した結果、 期東脇殿（掘立柱建物）、 期東脇殿（礎石建物）に伴う掘り込み地業（基礎整地）、焼け面、瓦集中地点、  
～ 期東脇殿（礎石建物）の廂となる柱穴などを確認しました。

#### 1 . 期

##### 東脇殿

期東脇殿（S B 127）は南北7間、東西2間の南北棟掘立柱建物です。規模は南北約17.9m、東西約5.6m、柱の間隔は東西が約2.8m、南北が2.5～2.6mです。建物を支える側柱穴は一辺1.4m前後の不整形で、箱形に掘られています。棟通り下と北側から2間目にそれぞれ小柱穴が認められることから、建物は床張りで、北側から2間目に間仕切りを有していたものと考えられています。

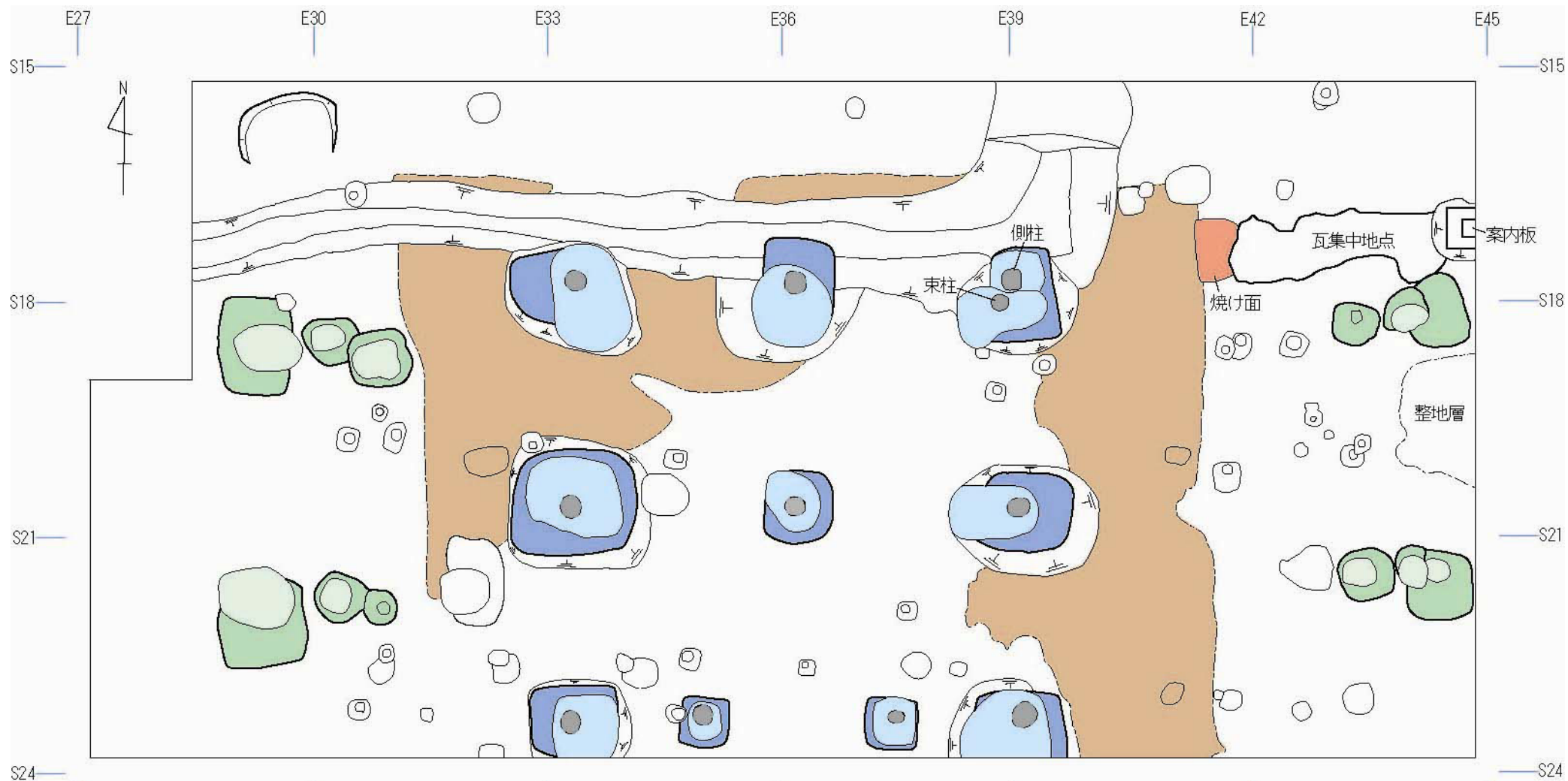
今回、北側の2間分を調査し、過去の調査で確認されていた建物を支える側柱穴、床を支える束柱穴、間仕切りの柱穴を再検出したほか、新たに北東隅の柱穴を精査した際に側柱穴の内側に重複するように束柱を据えた穴を発見しました。束柱は側柱と一緒に抜き取られているか、切り取られているため平面的には確認できませんが、他の側柱穴の内側にも同様の束柱があったものと思われます。

#### 2 . 期

以下のものは、今回の調査で新たに発見されたものです。

##### 掘り込み地業（基礎整地）

調査区中央で東西約10m、南北約7mの掘り込み地業を発見しました。掘り込み地業は地山面を掘り窪めた後、地山主体の土を入れて丁寧に突き固めたもので、一般的に礎石建物を建てる時の基礎整地と考えられているものです。



- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #4a86e8; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> I期 東脇殿（掘立柱建物跡）（うすい部分は柱抜き取り穴または切り取り穴）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #c97c5c; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> III期以降 掘り込み地業</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #90c990; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> IV期 廂となる柱穴（うすい部分は柱抜き取り穴または切り取り穴）</li> <li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #808080; border: 1px solid black; border-radius: 50%; margin-right: 5px;"></span> 柱痕跡</li> <li><span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #808080; border: 1px solid black; border-radius: 50%; margin-right: 5px; opacity: 0.5;"></span> 推定される柱の位置</li> </ul> | <p>E27                      E30                      E33                      E36                      E39                      E42                      E45</p> |
|--|--|



**第2図 東脇殿区**

今回は部分的にしか確認できませんでしたが、本来はおおよそこの範囲で基礎整地が行われていたと考えられます。

### 焼け面

掘り込み地業（基礎整地）の北東隅付近で焼け面を発見しました。焼け面の範囲は一辺50cm程度の不整形で、焼け面の西側は掘り込み地業のラインに沿うように直線的に認められます。色は赤紫色で一部硬化しています。また、

期の重弁蓮華文軒丸瓦が瓦当面を下にして焼け面に張り付くように出土しました。

### 瓦集中地点

焼け面の北東側で瓦が集中している場所を発見しました。その範囲は東西約3m、南北50～70cm程です。期の平瓦が主体で、瓦の間には焼土が混入しています。状況から瓦を寄せ集めたものと思われる。

今回、新たに発見した3つの遺構から次のことが考えられます。

礎石建物の存在を示す掘り込み地業が行われている。

多賀城跡において、焼け面は西暦780年の「伊治公皆麻呂の乱」による火災によってできた可能性が高い。また、焼け面上から出土した期の重弁蓮華文軒丸瓦はこの時に屋根から落下したものと思われる。

焼け面の西側がの掘り込み地業のラインに沿うように直線的に認められるのは、本来、掘り込み地業の上に礎石建物に伴う基壇とその側面に付けられる地覆石（化粧石）があり、の火災で地覆石に沿うようにその外側（ここでは東側）が焼けたためと思われる。

瓦集中地点は、の火災によって、の礎石建物から落下した瓦を、後に寄せ集めた場所と思われる。

以上の～を総合して考えてみると、礎石や礎石の据え方は確認できませんでしたが、期東脇殿（S B 127）とほぼ同じ位置に期東脇殿が存在していた可能性が高いと思われ、西脇殿跡についても同様と思われる。その



場合、 期脇殿は基壇を伴う礎石建物で、西暦780年の「伊治公皆麻呂の乱」による火災に遭ったと考えられます。また、これまで 期脇殿と考えられていた築地堀に取り付く建物跡（S B 135東脇殿・S B 180西脇殿）についてはその性格について再検討する必要があります。

### 3 . ~ 期

~ 期の東脇殿（S B 1150）は、廂となる東西の柱穴のみを再確認しました。今回の調査区では検出できませんでしたが、政庁中軸線を挟んで対称の位置にある西脇殿（S B 1151）の調査結果によると、~ 期の西脇殿は身舎の部分が礎石式で、廂の部分が掘立式という構造の建物で、東脇殿跡も同様と考えられています。廂となる柱穴は3時期あり、新しい建物ほど内側に作り替えられ、柱穴の大きさも小さくなっていきます。

## （2）後殿地区

後殿は 期～ 期に建てられ、5時期の変遷があります。このうち - 1期の建物（S B 171）は、西暦780年の「伊治公皆麻呂の乱」によって火災にあった 期後殿（S B 170Z）の替わりとなる仮設の建物で、後殿本来の位置（S B 170Z～Cの位置）より北にずらして建てられています。

今回、これまで未調査だった部分で新たに後殿（S B 170Z～C）の柱穴や礎石を据えた穴を6カ所発見し、変遷を明確にすることができました（第表）。これにより、現在、調査区東側に残っている3個の礎石は最終段階の後殿（S B 170C）のもので、多賀城が機能しなくなった後も、現在まで原位置を保ったままであることがわかりました。なお、建物の規模等については従来通りです（第3図・第1表）。

	これまでの見解	変更後
期	S B 170 Z (礎石建物)	S B 170 Z (礎石建物)
- 1 期	S B 171 (掘立柱建物)	S B 171 (掘立柱建物)
- 2 期	S B 170 A (礎石建物)	S B 170 A (礎石建物)
期	S B 170 C (礎石建物)	S B 170 B (掘立柱建物)
期	S B 170 B (掘立柱建物)	S B 170 C (礎石建物)

第 1 表 後殿の変遷

### ( 3 ) 政庁北辺地区

政庁北辺地区では、北辺築地塀とその北側の平坦地について調査しました。

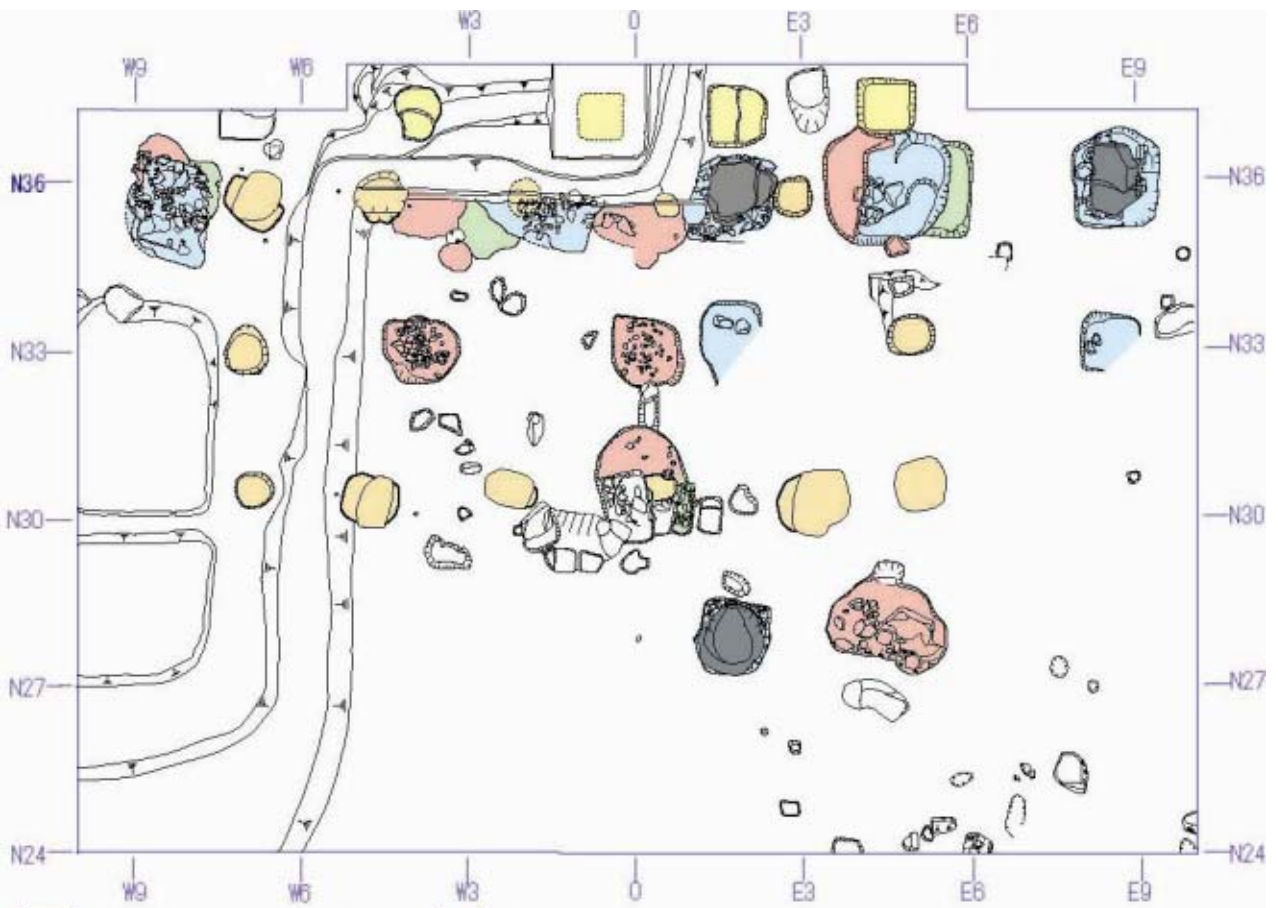
#### 北辺築地塀跡

北辺の築地塀跡は、地山を削り出して幅約 4 m の基壇を造成し、その上に、基底幅約 2 m の築地本体を築造したものです。当初は、掘立式の寄せ柱が約 3 m 間隔でありましたが、第 1 期には北殿の建設に伴い、その中央部が取り払われました。この時、北殿東西両脇の築地塀は基底部がかさ上げされ、約 3 m 間隔の礎石式の寄せ柱になっています。

その後、再び築地塀が構築されて北辺は塞がれました。岩盤が比較的柔らかい北西部では築地塀の北側で、土を採取したとみられる不整形の土取穴が発見されています。

#### 北殿跡

第 1 期に、北辺築地塀の中央部を削り取り、東西約 5 4 m の長大な北殿を建設したと推定されています。今回の調査では、東西端の梁間の礎石据え方と、その間の基壇上面で、火を受けて赤く変色した平坦面を再確認しました。この平坦面の変色は、西暦 780 年の「伊治公皆麻呂」による火災の痕跡と考えられています。その南北両側辺は、第 1 期以降の築地塀再建に伴い削り取られているため、北殿の規模・構造は不明です。

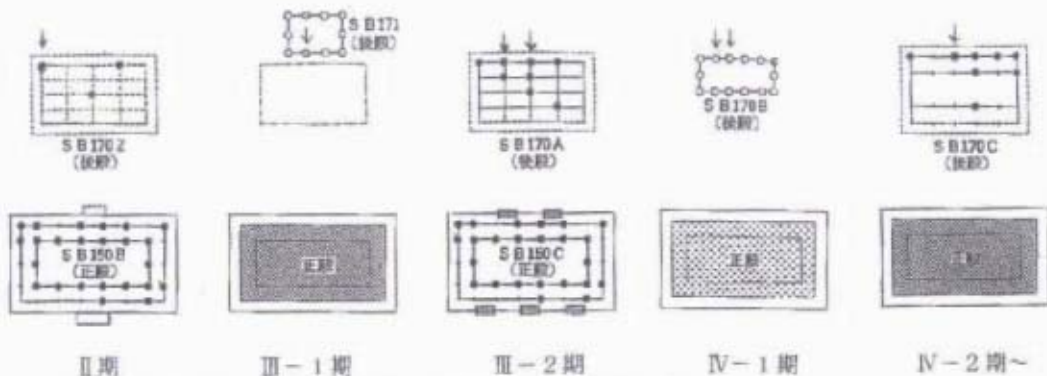


- 第Ⅱ期 SB170Z 礎石式    ■ 第Ⅳ-1期 SB170B 掘立式
- 第Ⅲ-1期 SB171 掘立式    ■ 第Ⅳ-2期～ SB170C 礎石式
- 第Ⅲ-2期 SB170A 礎石式



	これまでの見解	変更後	規模(東西・南北)
Ⅱ期	S B 170 Z (礎石建物)	S B 170 Z (礎石建物)	4間・4間
Ⅲ-1期	S B 171 (掘立柱建物)	S B 171 (掘立柱建物)	3間・2間
Ⅲ-2期	S B 170 A (礎石建物)	S B 170 A (礎石建物)	4間・4間
Ⅳ-1期	S B 170 C (礎石建物)	S B 170 B (掘立柱建物)	5間・2間
Ⅳ-2期～	S B 170 B (掘立柱建物)	S B 170 C (礎石建物)	5間・4間(南北順)

<後殿の変遷>



- : 礎石・礎石を据えた穴が確認された場所 (礎石建物)
- : 柱穴が確認された場所 (掘立柱建物)
- ↓ : 今回、発見した柱穴・礎石を据えた穴

<後殿の変遷模式図>

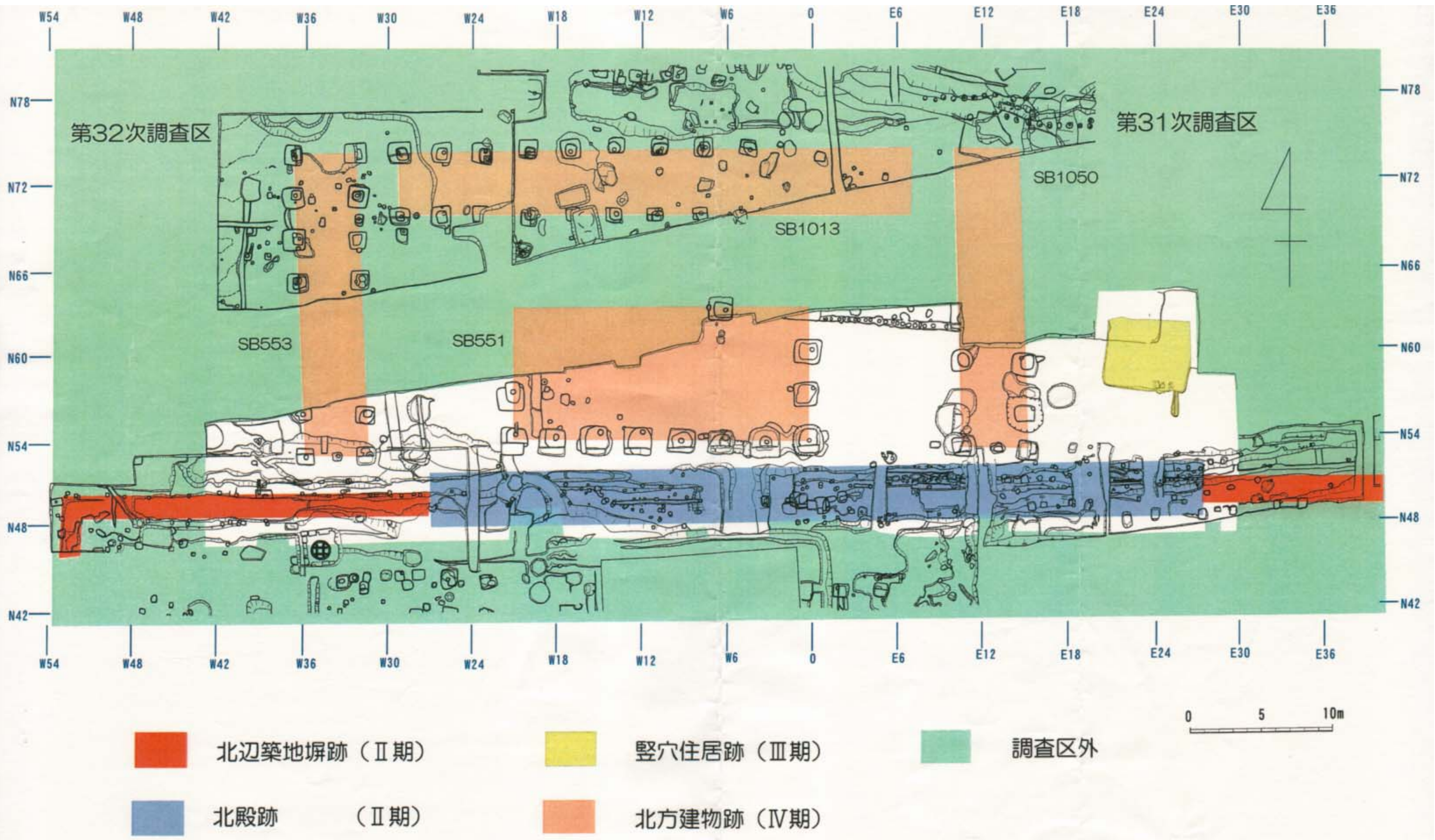
第3図 後殿地区

## 北方建物

北辺築地塀の北側に広がる平坦面は岩盤を削り出して造成されたものです。この平坦面では、平安時代の掘立柱建物跡3棟、竪穴住居跡2軒が発見されています。

これらの掘立柱建物跡は、政庁に付随する一連の建物跡であるとみられることから「政庁北方建物」と呼んでいます。北方建物の配置は、西半部に位置する東西7間、南北3間の大型建物跡(SB551)を中心として、その東西に対称に配置された南北に細長い建物跡2棟(SB553、1050)、と北側の東西に細長い建物跡1棟(SB1013)の3棟が取り囲むように配置されています。これら4棟は、いずれも同位置で建て替えられていて、当初の柱穴は一辺約1.7mの方形で、岩盤を深さは1.5m前後まで掘り込んで箱形に仕上げられています。

竪穴住居跡は平坦面の北東隅の傾斜地に立地し、新旧2軒の住居跡が重複しています。新しい方の住居跡は、南辺が約6mで、南辺東よりに凝灰岩切石を使用したカマドが設置されています。



第4図 第76次 北辺地区

## 4 . ま と め と 調 査 の 意 義

今回の調査により、政庁跡再整備にむけて以下のような新しいデータが得られました。

東脇殿の調査では、第 期 of 東脇殿の周囲に、礎石式の脇殿に伴うとみられる基礎地業を新たに発見しました。

後殿跡の調査では、最終段階の後殿は礎石式建物であることを確認しました。

政庁北辺築地塀の調査では、築地塀の変遷を再検討しました。

北殿跡の調査では、東西両端の礎石据え方を再確認しました。

北方建物の調査では、建物の規模・構造・年代を再検討しています。

北辺築地の北東部で竪穴住居跡を発見しました。